

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	高橋伸行君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	水野忠宗君	生涯学習課長	木全豊君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

- 日程第1 議第82号町道路線の廃止についての撤回について
- 日程第2 議第83号町道路線の認定についての撤回について
- 日程第3 議第70号 平成30年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について
- 日程第4 議第71号 垂井ホールの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

- (1) 垂井町消防団条例の一部改正について
- (2) 垂井町自治功労者表彰条例の一部改正について
- (3) 垂井町下水道条例の一部改正について
- (4) 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第6 議第73号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第9 議第78号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議第79号 垂井町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第11 議第80号 不破消防組規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議第81号 字の区域の変更について
- 日程第13 議第84号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第85号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第86号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第87号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第88号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第18 議第89号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議第90号 垂井町デイサービスセンター車椅子用介護浴槽等の取得について
- 日程第20 議第91号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第21 議第92号 人権擁護委員の候補者の推薦について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 廣瀬隆博君、3番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議第82号町道路線の廃止についての撤回について

○議長（後藤省治君） 日程第1、議第82号町道路線の廃止についての撤回についてを議題いたします。

提出者からの撤回の理由の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第82号町道路線の廃止についての撤回につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

本議案は、9月定例会第1日目の会議におきまして上程をさせていただいておるところでございますが、梅谷町営住宅を用途廃止し、入居者が当該町道を使用しなくなることから廃止をお願いさせていただいているものでございます。

その後、上程後に地元で当該町道を使用している方がいることがわかり、さらに関係者への説明、協議を行い、調整が必要であると判断いたしましたので、ここに撤回をお願いさせていただくものでございます。

調査不足で大変申しわけございませんでした。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） お諮りいたします。

議第82号町道路線の廃止についての撤回については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第82号町道路線の廃止についての撤回については許可することに決定いたしました。

日程第2 議第83号町道路線の認定についての撤回について

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第83号町道路線の認定についての撤回についてを議題とい

たします。

提出者から撤回の理由の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第83号町道路線の認定についての撤回につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

本議案は、議第82号と同様、9月定例会第1日目の会議に上程をさせていただいておりましたが、梅谷町営住宅の用途廃止に伴い住宅周辺の町道路線を廃止し、新たに町道1路線の認定をいただくものでございました。

しかしながら、上程後に地元で用途廃止する予定であった当該町道を使用している方がいることがわかり、さらに関係者への説明、協議を行い、調整が必要であると判断をいたしましたので、ここに撤回をお願いさせていただくものでございます。重ねて御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） お諮りいたします。

議第83号町道路線の認定についての撤回については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第83号町道路線の認定についての撤回については許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。再開は追って連絡します。

午前9時15分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（後藤省治君） 大変お待たせいたしました。再開いたします。

日程第3 議第70号 平成30年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第70号 平成30年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長 の報告を求めます。

決算審査特別委員長 廣瀬隆博君。

〔決算審査特別委員長 廣瀬隆博君登壇〕

○決算審査特別委員長（廣瀬隆博君） ただいま議題となりました議第70号 平成30年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日目の会議において設置、付託された後、9月24日から計5日にわたり開催しました。審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては不用額及び流充用の主なもの、また翌年度繰越額について執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかに主眼を置いて慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本委員会としましては認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見をします。

1. 適正な事務事業の執行について。

予算は、補正予算も含めて議会議決を経ていることを十分認識して適正に執行するとともに、常に法令・例規の遵守を意識し、中・長期的な見通しも視野に入れるなど計画的かつ効果的な事務事業の執行に努められたい。

2. 不納欠損・未収金について。

不納欠損等は納付者に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を低下させるものである。税等の負担の公平性はもとより、自主財源確保の観点から安易に時効による不納欠損処分を行わないよう、厳正に運用されたい。また、未収金対策については体制の充実・強化を図り、効果的な収納対策に取り組み、新たな収入未済額の累積防止に努められたい。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤省治君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第70号 平成30年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第4 議第71号 垂井ホールの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第71号 垂井ホールの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第71号 垂井ホールの設置及び管理に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

(1) 垂井町消防団条例の一部改正について

(2) 垂井町自治功労者表彰条例の一部改正について

(3) 垂井町下水道条例の一部改正について

(4) 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第73号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第73号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第78号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第9、議第78号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第78号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第79号 垂井町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第10、議第79号 垂井町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第79号 垂井町水道事業給水条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第80号 不破消防組合格規約の変更に関する協議について

○議長（後藤省治君） 日程第11、議第80号 不破消防組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第80号 不破消防組合理約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第81号 字の区域の変更について

○議長（後藤省治君） 日程第12、議第81号 字の区域の変更についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第81号 字の区域の変更については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第84号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

○議長（後藤省治君） 日程第13、議第84号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第84号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第85号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第14、議第85号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第85号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第86号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第15、議第86号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第86号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第87号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第16、議第87号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第87号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第88号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（後藤省治君） 日程第17、議第88号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第88号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

令和元年8月26日、垂井町南新井地内において、町有自動車が進退する際、相手方浄化槽に乗り上げ、破損させた事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては住民課長より補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） ただいま提案されました議第88号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況から説明させていただきます。

令和元年8月26日午後1時35分ごろ、クリーンセンター職員がごみ収集作業中、垂井町南新井2丁目53番地におきまして、町道を挟んだ向かい側にあるごみステーションにごみ収集車を寄せるため、方向転換をしようとして相手方駐車場に前向きに進入させてから後進したところ、駐車場内に設置してある浄化槽に車両右側前輪が乗り上げ、マンホールぶたを損傷させたという物損事故でございます。事故の報告を受けまして、私どももすぐ現地に出向き、直接御本人に謝罪をさせていただきました。

相手方の損害額につきましては、浄化槽修繕代金として11万280円、過失割合につきましては双方協議の結果、当方が100%として全額支払うことで、このたび示談につきまして相手方の了解が得られたところでございます。したがって、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決をお願いす

るものでございます。

今後、このような事故を二度と起こさないよう十分指導するとともに、引き続き安全運転の啓発をするなど事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第88号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は追って連絡をします。

午前11時51分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

続けます。

〔「休憩を求めます」と呼ぶ者あり〕

ただいま5番議員、藤埴理君から、暫時休憩することの動議が提出されました。

ただいまの動議に対する賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

この動議は、2人以上の賛成者がありますので成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

同数でありますので、議長裁決をいたします。

議長はこのまま続けますので、よって起立少数であります。否決されました。

○議長（後藤省治君） 日程第18、議第89号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第89号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

職員が使用いたします駐車場の使用料を給与から控除できるよう、地方公務員法第25条第2項の規定により所要の改正を行うとともに、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては総務課長より補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 議第89号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

第1条では、職員の駐車場使用料を徴収することとし、給料から控除できるよう所要の改正を行うものでございます。

第2条では、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律において、成年被後見人等に係る欠格条項など権利を制限している地方公務員法第16条の規定について見直しがされたことにより、条例の改正と文言の整理を行うものでございます。

議案書とあわせて、新旧対照表1ページをごらんください。

第1条は、給与からの控除について規定しております第25条におきまして、職員駐車場使用料を第9号として加えるものでございます。

第2条は、期末手当を規定しております第19条におきまして、19条中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削るものでございます。

第19条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改めるものでございます。

第19条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改めるものでござ

います。

第20条中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削るものでございます。

第22条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は令和元年11月1日、第2条の規定は令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

10番 木村千秋君。

自席で。

○10番（木村千秋君） 大変失礼いたしました。10番 木村千秋でございます。

ただいまの議第89号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてということで、先ほど町長、そして総務課長さんのほうから御説明を賜りました。

ちょっとお尋ねをするんですけども、25条に次の1号を加えると、(9)職員駐車場使用料。これはどこをもって職員駐車場とされていくのかということ。といいますのは、例えば保育園ですとか、朝倉運動公園もありますね。浄化センターとか給食センター、さまざまと、あと学校もありますね、町の臨時職員さんになるのかな、あれは。ちょっといろいろと関係者があると思います。金額がもう一度幾らかということで、年間ベースでされるのかとか、月額ベースでされていくのかとか、もしくは日額ベースなのかとか、どこの駐車場まではたまた及ぶのかなというところで、お金を取っていくということは、その方にそこをとめていいですよという権利を与えるということで、もしそこに町民の方が御存じなくてとめられた場合、その時間も早くてとか、僕出勤してきたときにもうとめてあったよという場合とか、どういった形で保障されていくというか、線引きですね。あと、町民さんにここからここは職員駐車場ですよというふうに、ちょっとここがぼんぼんでもとめてもらったら困りますよというような線引きをされていくのかどうかということで、ここまでしっかりとお詰めがあったのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） まず、金額でございますが、月額で1,000円を徴収したいと思っております。

それから、町民の方がとめられた場合という御質問でございますが、あくまで駐車場ござ

います。町民の方がとめられておった場合、エリアを指定しておくだけで、その区画ということ、一区画一区画を誰ということは指定しておりませんので、もしそのところのエリアにとまっておれば、ほかのところに職員は駐車するという考えであります。

どこをもって駐車場とするのかという最初の御質問でございましたが、職員の駐車場のエリアを決めさせてもらっていますので、職員にはそちらに駐車するように周知をしております。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

済みません、御答弁ありがとうございました。

もう少し、ちょっとわかりにくいので、踏み込んでお尋ねをさせていただきたいんですが、というのは、私たちはいろんな文教施設を使わせていただいたりとかするんですよね。そういったときに、ここは職員駐車場ですというのは、そういった周りの施設は、今ここら辺だけの話の感覚にちょっと捉えてしまったので、どこも同じようなお取り扱いをされていくのかと、あと宿直の職員さんに関してちょっとお尋ねするんですけれども、例えば、ふだんは自転車で来ていますよ、徒歩で来ていますよという職員さんで、どうしてもやはりそういったときって、1日だけ、2日だけとか泊まらなければいけないとなった場合に、帰っていく時間帯の問題もありますでしょうし、それは保育園の先生方にも言えると思うんですけど、暗がりの中歩いて帰られたりということが、前も御指摘申し上げてきた経過があったんですけど、そういった臨時的なときの場合の駐車場をどうしても職員が取っていくよと、僕たちは1カ月払っているんだけど1日の場合は取らなくてもいいよねと、そういった場合になっていくのかどうか。そのあたりの規定というのも、どこにちょっとお示しがあるのかとかというのもお知らせいただけたらと思います。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

[総務課長 北村嘉彦君登壇]

○総務課長（北村嘉彦君） 車を使った1カ月当たりのという料金を想定しておりますので、今言われました宿日直での場合の、そのときだけの使用は駐車料金を取ることは考えておりません。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

ごめんなさい、ありがとうございます。

では、日割りはお考えでないということ、あくまでも月額ということとされていくということでの認識でよろしいでしょうか。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 日額については考えておりません。

その施設によって形態が違うところもございます。まだまだすし詰め状態であるというよう
なところは、そのところは使用料の減免ですね、そちらを考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 質問は2回までとなっておりますが、最後の質問でお願いしたいと思っ
ます。

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 特別な許可をいただきましてありがとうございます。10番 木村千秋
でございます。

最後の確認ということで、これはいつの段階で職員全体にお話をされてきたか、過去の経過
も含めましてですけど、もしされていないということでありましたら、この周知はいつされて
いくのかということでお聞かせをいただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

このことにつきましては、私どものほうから職員組合に対しまして7月5日に協議をさせて
いただいたのが始まりでございます。9月12日に職員組合のほうから回答書がございまして、
了承された旨の回答をいただいております。以上でございます。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第89号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、動議。議長の議事運営上の問題。議員の発言の制限により動議を提出いたします」
と呼ぶ者あり〕

ただいま 6 番議員、江上聖司君から発言の動議が提案されました。

ただいまの動議に対する賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

この動議は、提案者のほかに 2 名以上の賛成者がありますので成立しました。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 37 分 休憩

午後 3 時 50 分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

お諮りいたします。

江上聖司君からの議長の中立性に欠ける議事運営、議事運営上の問題点、議員の発言の制限についての動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、起立によって採決します。

議長の中立性に欠ける議事運営、議事運営上の問題点、議員の発言の制限についての動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成 6、反対 6 で同数であります。よって、議長が本案に対して裁決します。

議長の中立性に欠ける議事運営、議事運営上の問題点、議員の発言の制限についての動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについては否決されました。

日程第 19 議第 90 号 垂井町デイサービスセンター車椅子用介護浴槽等の取得について

○議長（後藤省治君） 日程第 19、議第 90 号 垂井町デイサービスセンター車椅子用介護浴槽等の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 90 号 垂井町デイサービスセンター車椅子用介護浴槽等の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

車椅子用介護浴槽等を取得するに当たり、過日、指名競争入札に付しましたところ、大垣市本今 5 丁目 128 番地、株式会社ナイスワーク大垣営業所所長 佐竹良介が落札しましたので、この者と 848 万 9,800 円で契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び垂井町議決条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 議第90号 垂井町デイサービスセンター車椅子用介護浴槽等の取得につきまして、私からは契約関係の補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてあります入札結果表につきましてもあわせてごらんください。

本件につきましては、現在使用しております浴槽が平成12年に導入したもので、漏水、温度調節機能のふぐあい等の問題が生じており、利用者の安全性を考慮し、新たに浴槽及び車椅子を取得するために物件供給契約を締結しようとするものでございます。

9月18日に5社により指名競争入札を執行しましたところ、1回目の入札で入札額771万8,000円で落札した業者を決定したところでございます。このため、消費税を含め848万9,800円で岐阜県大垣市本今5丁目128番地、株式会社ナイスワーク大垣営業所所長 佐竹良介と物件供給契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、令和元年11月18日といたしたところでございます。

以上、契約関係の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、取得いたします物件の仕様について説明をさせていただきます。

現在、垂井町デイサービスセンターにおいて使用しております車椅子浴槽は、平成12年に取得、19年が経過しております。老朽化に伴いまして、本体からの漏水、温度調整のふぐあい、また殺菌機能の低下などの問題が生じておりますことから、更新をお願いするものでございます。

新規に取得いたします浴槽につきましては、対面式で、タンクへの給湯時など、お湯が高温となった場合、自動停止するなど安全機能にもすぐれ、また入浴用車椅子は座った角度を保ちながら倒すことができるチルト・リクライニング機能もあり、1日平均25人の利用者にとりまして快適に入浴することが可能であり、また介護職員にとりましても使いやすく負担の少ない仕様となっております。

以上、取得いたします物件の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第90号 垂井町デイサービスセンター車椅子用介護浴槽等の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議第91号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（後藤省治君） 日程第20、議第91号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第91号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 水野直子氏の任期が令和元年12月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第91号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第21 議第92号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（後藤省治君） 日程第21、議第92号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第92号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 高木良輔氏の任期が令和元年12月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第92号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和元年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時01分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊